

厚生労働大臣 坂口 力 先生

社団法人 日本歯科技工士会
会 長 中 西 茂 昭

平成 16 年春期診療報酬改定に関する 厚生労働大臣への公開書簡

我が国の厚生並びに労働を司る 坂口 力 大臣に申し上げます。

平成 14 年 4 月 17 日^{*6}、大臣は「歯科技工士をめぐる諸問題」につき、「(いわゆる七・三)問題は前進させる以外にないというふうに考えております。」と答弁をされました。しかし、未だこの進展はなく、現在、平成 16 年春の診療報酬改定が検討されています。私どもは、「いわゆる七・三問題」の前進なきままの次期診療報酬改定において、その“しわ寄せ”が歯科技工分野に集中することのないことを願い、ここに公開書簡を申し送るものであります。

大臣におかれては、厚生労働委員会等での答弁等における「欺瞞」とも言い得る不正確な情報を取捨され、そのうえで国家社会保障維持のための施策改正へ向け、事実に基づく妥当な「歯科貼り付け」が次期改正で為されるよう、ここに願い出るものであります。

[経 緯 と 環 境]

「歯科技工料金(=歯科技工料)」とは、委託された歯冠修復及び欠損補綴等に係る歯科技工行為への対価であります。国民皆保険開始期から、歯科医療では「歯冠修復及び欠損補綴」も給付対象となりました。これによりこれを作る歯科技工市場基盤は占有的影響を受ける構造となりましたが、未処置歯多数の需要過多にあり、当初その給付対象は一部にとどまり、多くは保険外であったこと等により、歯科技工経済は一定の盛況をなしました。その後漸次、資格者の過剰供給が続き保険対象範囲は拡大され、昭和終期にはアメニティーを除き、大方は保険対象に含まれていきました。こうして歯科技工経済は、消費者が品質を即断できず実態上選択権の無い状態で、覆う統制経済の下での不全な市場化が進行することとなりました。

昭和 50 年代に入り、かかる状況による保健推進上の障害が認識されはじめます。昭和 61 年 2 月には厚生省保険局に関係者が集まり調停案^{*A}が示されました。関係団体は一旦これを了解しましたがその後受け入れず、懸案は中医協での継続審議となりました。昭和 63 年の診療報酬改定では、医科は 4 月からでありながら、歯科は本件解決後とされ、実勢価格追認の認識のもと、歯科点数表第 9 部(当時)に相当金額割合をあてがった厚生省告示(いわゆる七・三大臣告示^{*B})が発せられたのであります。しかるにこれは委託費用を直接認定したのではなく、直後の疑義解釈^{*C}を吹聴するプロパガンダも重なり、結果として歯科技工業の経営環境は混乱しました。同年 10 月の局長通知^{*D}によっても円滑実施には至らず、以後は、関係者間の理解も委託実態も、その双方において国会委員会等での参考人答弁とは全くかけ離れた「適切な対応のない実態」であります。

他方その後、委託歯科技工に関しては、民間シンクタンク^{*3}が「医療材料として考え、報酬を明確に分離」と報告書試案に明記。また、識者による懇談会^{*4}においても「歯科材料と同じく点数として明示」と、同様の意見を表明するなど、保険歯科技工に係る社会施策の新構築は、ひとり歯科技工界のみの独善的主張ではない展開となっています。

かかる認識のうえに、私ども日技は「保険歯科医療における委託技工経済に発せられた諸施策の改善・再構築」を求めています。そして今、この前進なきままに次期診療報酬改定が行われようとしています。

[平成16年早春期における整理]

国民皆保険の保険歯科医療では、委託歯科技工に関し、消費者には事実上選択権がなく、質の評価もその場ではできず、市場原理は真っ当に機能していません。その機能不全により、国民には費用対効果で不利益が生じています。この不利益を解消すべく、私ども日本歯科技工士会は、放任ではない歯科技工社会施策への追加アプローチを求めています。

昭和63年の告示は、中医協が示した理解に呼応し、政治・行政が発したものでした。しかしその成果は、たとえば平成14年4月17日の厚生労働委員会答弁等と乖離しています。私どもが「欺瞞」とも言わねばならない理由のひとつは、データ範囲の作為性にあります。

前述国会委員会等で答弁された「製作技工に要する費用の部分が66.6%」したがって「基本的には、全体として七・三にそう大きな乖離がない」という算出調査には、主な項目として[硬質レジン前装鑄造冠]が含まれていません。[硬質レジン前装鑄造冠]は、歯冠修復分野では単価として最高点で、総額も極めて大きい。これらを含めると、あの時点でさえ60%を下回っていた可能性があります。あの答弁は、過去比という「一見妥当な経緯を繕ったデータ」項目のみで算出させています。これでは全体把握はできません。算入データの項目確認を含む、大臣による数値的確認をここに願い出るものであります。

健康保険では「“つくる”に要する費用＝技工相当分」が、七・三告示の以前も以後も、支払機関を通じ淡々と給付されています。しかし、告示の趣旨は嘲笑され続けています。また歯科技工界自らの中にも、消費者による選択のないことを悪用し、品質無視・安価一辺倒に走るものもおります。加えて「仲介差益」のみを求める新業種への行政抑制はほとんどありません。こうした「いわゆる入れ歯差益」に代表される歯科技工経済環境への政治と行政の放置により、国民は、投資の目的外使用と粗製濫造義歯等の受領という二重の不利益をこうむっているのです。

大臣。

歯科技工の取引現場の事態は、商行為にいう契約レベルにはありません。それはたとえば、義歯から[補強線＝入れ歯の床を金属線で補強する]の点数が単独点数として失われ包括されたその日から、症例上の必要不要とはほぼ無関係にその指示がなくなり、当該技工料が市場から激減、しかして強い必要に際しては「点数が無いから無料で作業提供を」と求められたとの報告も稀有ではありません。またたとえば、給付され続けている材料点数が製作現場に届いていない、歯科医療機関へ請求すらせず、委託側に残ることさえ稀ではありません。つまり、歯科技工所と歯科医療機関とは多く商契約関係になく、日参し「今日は委託があるか、明日は続く

のか」との心情で一日一日を暮らしてきた歴史なのです。この歯科技工が、国民口腔保健を支えてきました。私どもは包括化を否定しているのではないのです。歯科技工界に漂う施策無力感を改めるべく、関係新構築という意味での追加社会施策を求めているのです。政治家 坂口 力議員におかれましては、ここに一片のお心を寄せていただくことを願うものであります。

保険の一元化や負担関係の新構築など、医療制度改革はこれからも続くことでしょう。私どもは国民のひとりとして、長期的視野に立ち、国家における社会保障の姿が旧前のままに永續するものとは考えておりません。しかし、改正には、まず片付けることがあるはずで、私たちは、大臣へ上る情報に作為的選択と不作為とが混ぜられていることを危惧いたします。

歯科技工問題は、経済にとどまりません。たとえば、どこに「大臣免許で、県別の試験問題と判定レベル」があるのでしょうか。学説試験の共通化は直ちにできません。行政監察局の指摘もありました。しかし、20年間にわたり「不作為」を続けているのが事実です。カリキュラム飽和が顕在しながら、歯科技工士教育だけが2年制を続ける理由がどこにあるのでしょうか。

労務は苛烈を加速しています。公務員や女性を含め週平均60.8時間(平成15年7月調査^{*7})の就労が続けられています。免許を取得した20歳代のおよそ7割が離業していきます。そうした労働部門を含む事案には事欠きません。このような長時間労働でありながら、医療関係職では助産師を除き、何故に就業歯科技工士だけが減少するのでしょうか。社会施策の更新があまりにも足りないのです。

具体的要望は、担当部署に提出済み^{*8}です。歯科における補綴等報酬の在り方が隘路から脱出するために、厚生労働大臣の御理解と御英断、そして御指導に心から期待するものであります。

私どもは、「製作に係る技術適正評価」の名のもとに、七・三問題の前進がないまま、次期診療報酬改定におけるしわ寄せが技工分野に集中することのなきよう求めます。

大臣へ適切妥当な情報が上げられることを期し、ここに公開書簡を申し送るものであります。

以上

~~~~~

- |                                                                |                                                   |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| A ; 昭和 61 年厚生省原案                                               | ける歯科診療報酬体系の基本的あり方に関する                             |
| B ; 昭和 63 年 5 月 30 日付 厚生省告示第 165 号                             | 研究」報告書                                            |
| C ; 昭和 63 年 6 月 14 日付 厚生省保険局医療課長通知、保険発第 66 号                   | 4 ; 平成 5 年 2 月。幸田正孝(座長) 内田健三、行天良雄、高原須美子、山岸章、能美光房。 |
| D ; 昭和 63 年 10 月 20 日付 厚生省保険局長通知、保文発第 646・647 号                | 5 ; 平成 14 年 3 月 19 日付答弁書第 11 号、内閣参質 154 第 11 号    |
| 1 ; 昭和 50 年 6 月 26 日。佐野恵明(当時日技専務) 参考人陳述。                       | 6 ; 平成 14 年 4 月 17 日。第 154 回国会衆議院厚生労働委員会議事日程 9 号  |
| 2 ; 昭和 51 年 9 月 9 日ならびに同月 11 日。佐野恵明(当時日技専務)、宮国恵仁・清水豊(当時同常務)出席。 | 7 ; 平成 15 年度日技会員実態調査                              |
| 3 ; 平成 4 年 10 月。野村総合研究所「わが国にお                                  | 8 ; 平成 16 年 1 月 9 日付 社日技第 257 号                   |

**\* A**

“歯科技工料の取扱について”厚生省医療課

61年2月25日の中医協において、歯科技工料について、次のように取り扱う事とされました。

1. 歯科技工所に委託した場合の技工料については、既定の点数の範囲内で技工料金を別掲することとする。
  2. 1の措置に61年7月実施を目処に、今回の診療報酬改定後引き続き中医協で協議する。
- 以上については、日本歯科医師会代表委員を含め、了解し合意したものです。

(大阪府歯科医師会雑誌 1991年11月号 から)

**\* B**

歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

**\* C**

(照会の内容)

(今回の診療報酬改定の通則には)製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の割合が掲げられたが、これは、最近の歯科技工料金調査の結果等を勘案して歯冠修復及び欠損補綴の費用の構成割合が示されたものであり、外部委託をするに当たって個々の当事者を拘束するものでないか。

(回答)

貴見のとおりである。

**\* D**

(先般の歯科診療報酬点数表の改正に当たり、通則に)製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の割合が示された(厚生大臣告示)ことについては御案内のとおりであります。これは、今後の高齢化社会において、歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施が一層重要性を増すことにかんがみ、良質な歯科医療の確保に資することを図ったものであります。

つきましては、今後とも、この厚生大臣告示の趣旨を踏まえ、関係団体との間で話し合いを行っていただくとともに、歯冠修復及び欠損補綴に関し、個々の当事者間で円滑な実施が図られるよう会員を御指導いただきたくお願いいたします。